

生活排水対策推進計画

～『きよらかな水の流れるかわ』をめざして～

2016 → 2030

(改訂版)

平成28年3月

みよし市

目 次

第1章 計画策定の背景等	1
第2章 生活排水対策推進に関する基本的事項	2
第1節 地域の概要	2
第2節 関連計画	12
第3節 水質の現状及び動向	13
第4節 生活排水処理施設の整備状況	21
第5節 生活排水対策に係る啓発状況・課題	29
第3章 生活排水対策推進計画の目標	32
第1節 生活排水対策推進計画の基本理念	32
第2節 生活排水対策の基本方針	32
第3節 計画目標年度	35
第4節 計画の目標	35
第4章 生活排水処理施設等の整備に関する事項	36
第1節 生活排水処理施設整備計画	36
第2節 施設整備等による汚濁負荷量削減効果	39
第3節 その他の施設の整備等	41
第5章 生活排水対策に係る啓発等に関する事項	42
第1節 家庭での生活排水に対する啓発活動	42
第2節 事業者に対する啓発活動	44
第3節 生活排水対策に係る実施スケジュール	44
第6章 その他生活排水対策の推進に関する事項	45
第1節 計画の進捗管理	45
第2節 流域市町及び国・県との連携	45
参考資料	46

第1章 計画策定の背景等

みよし市（以下、「本市」とする。）を含む境川流域は、平成5年1月に愛知県より「生活排水対策重点地域」に指定された。これを受けて本市では、平成6年度に「生活排水対策推進計画」を策定し、平成8年度には「生活排水処理基本計画」を策定した。さらに平成10年度、15年度に生活排水対策推進計画を改訂（以下、「前計画」とする。）し、近隣市町とともに境川生活排水対策に積極的に取り組んできた。

その結果、平成25年度に愛知県、みよし市で実施した水質調査において、多くの地点、項目で環境基準を達成しており、境川の水質は改善傾向にある。

しかし、大腸菌群数等、高い数値が検出されている項目もあることから、全ての地点、項目で環境基準を達成できるよう、一層の水質改善を図るため、生活排水対策に積極的に取り組んでいく必要がある。

本市においては、公共下水道、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラント等の施設整備については、整備がほぼ完了しているが、各家庭へ施設の接続を促し、現在集合処理区域外についても、集合処理で対応できるよう、積極的な整備を推進する必要がある。

一方、国では平成12年度に「環境基本計画」を改訂し、21世紀初頭の環境施策の基本的な方向を示している。県では、平成15年3月に「県民の生活環境の保全に関する条例」が制定され、この条例に基づき、公共用水域の水質汚濁の防止を図る施策を総合的かつ計画的に実施するための基本事項を定めた「生活排水対策に関する基本方針」を策定している。

また、平成8年6月に策定された全県域污水適正処理構想の見直しが平成28年度予定されている。

以上のことから、本市の環境目標である『みどり豊かな ふれあいのまち』の形成を目指すために、公共下水道等の生活排水処理施設の整備、公共下水道処理区域外の生活排水対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある、前計画の12年目である計画終了年度として、今後の生活排水対策の指針となるよう生活排水対策推進計画を改訂する。

第2章 生活排水対策推進に関する基本的事項

第1節 地域の概要

1) 地勢

本市は、愛知県の中央部に位置し、東は豊田市、西は日進市、東郷町、豊明市、南は刈谷市にそれぞれ接している。市域は南北 10.27km、東西 5.2km、面積 32.11km²あり南北に伸びた市域を形成している。地質は、本市の大部分を第三紀の洪積層に属し、境川と逢妻女川に沿ってわずかに沖積層に覆われている。

※面積はみよしものしり専科みよしの統計平成 26 年度版より抜粋したが、平成 27 年度以降は、国土交通省国土地理院の資料より、32.19 km²である。



図 2-1 みよし市位置図

2) 河川

本市に流れる河川は、二級河川・準用河川合わせて 13 河川が流れており、これら全てが境川水系に属している。

表 2-1 河川の状況

水系名	種別	河川名	流域面積 (km ²)	河川延長 (m)	
					市内分 (m)
境川	二 級	境 川	223.6	39,829	9,500
		逢妻女川	43.6	15,737	1,400
		小 石 川	3.8	2,800	2,800
		茶 屋 川	7.2	3,238	600
		井 守 川	0.5	560	560
		布 袋 子 川	3.5	2,460	520
		新 寺 田 川	0.76	770	770
	準 用	唐 沢 川	—	510	510
		寺 田 川	—	1,920	1,920
		砂 後 川	—	4,220	4,220
		茶 屋 川	—	2,000	2,000
		福 田 川	—	670	670
		大 曲 川	—	350	350

(愛知県建設部資料、みよしものしり専科みよしの統計平成26年度より作成)

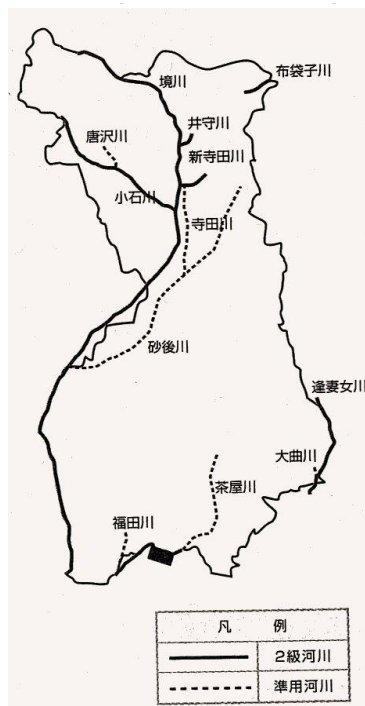


図 2-2 河川現況図

3) 気候

本市をはじめとする周辺の気候は、太平洋側特有の表日本式気候のうち東海式気候区に属する。東海式気候区の特徴は、比較的温暖で、冬の小雨・乾燥と、夏の高湿・多雨、特に台風期の多雨が挙げられる。

表 2-2 気象の概況

区分	H. 22	H. 23	H. 24	H. 25	H. 26
年間平均気温 (°C)	16.3	15.7	15.4	15.4	15.1
年間降水量 (mm)	1,718.5	1,545.0	1,235.0	1,108.5	1,321.5

(尾三消防本部資料より作成)

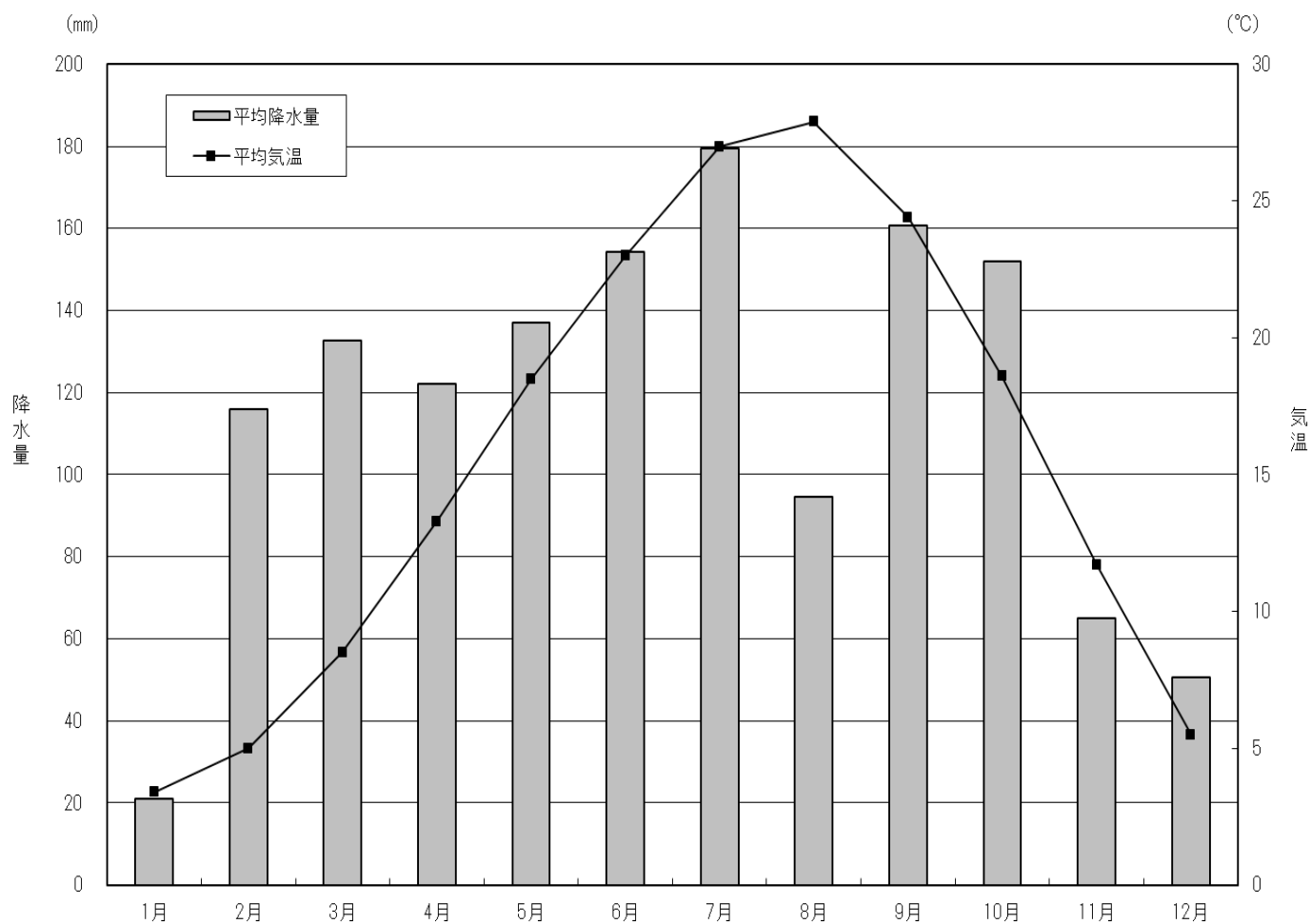


図 2-3 月別平均気温及び降水量 (平成 26 年)

4) 人口

人口推移は、表 2-3 に示すとおりである。本市の人口は直近の 5 年間で 1,610 人増加しており、2.8%増加している。本市では、若い世代が多く、緩やかに人口が増加する状態が続いており、今後も人口が増加していくことが期待される。しかし、これまで増加数の多かったきたよし地区での人口増加が鈍化していることなどから、今後は本市においても少子高齢化の傾向が続いていくと推察される。

表 2-3 人口及び世帯数の推移

各年 4 月 1 日現在 単位：人

	人 口			世 帯 数	平均世帯 人 員
	総 数	男	女		
H. 22	57,864	29,921	27,943	21,412	2.70
H. 23	58,216	30,048	28,168	21,592	2.70
H. 24	58,762	30,278	28,484	21,833	2.69
H. 25	59,141	30,423	28,718	22,074	2.68
H. 26	59,474	30,532	28,942	22,299	2.67

(みよしものしり専科みよしの統計平成 26 年度より作成)

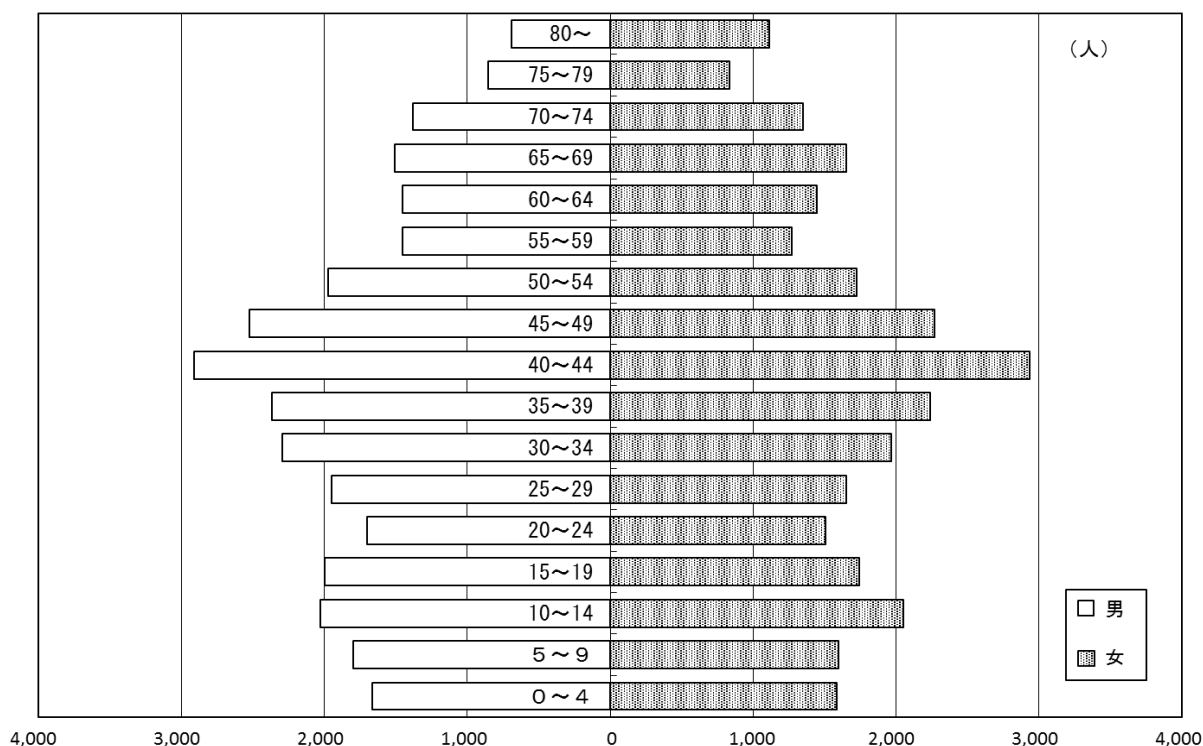


図 2-4 年齢別人口 (平成 26 年)

5) 産業

産業(大分類)別事業所数及び従業者数を表 2-4 に示す。平成 13 年と比較すると、平成 24 年は総事業所数、従業者数ともに増加しているが、平成 21 年と比較すると平成 24 年は、いずれも減少している。リーマンショックにともなう景気後退の影響が考えられるが、近年は緩やかな景気回復傾向が見られ、今後は事業所数、従業者数ともに増加していくことが期待される。分類別にみると、第三次産業より第二次産業が多く本市の特色を色濃く示している。

表 2-4 産業（大分類）別事業所数及び従業者数

区 分	H. 13		H. 16		H. 18		H. 21		H. 24	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	1,715	27,572	1,602	26,485	1,757	30,598	1,974	35,678	1,824	32,031
第 1 次産業	8	70	9	58	9	81	12	94	9	38
建設業	196	1,270	188	1,055	178	1,016	199	1,148	190	1,020
製造業	336	14,200	329	14,682	329	15,731	333	17,306	314	16,058
第 2 次産業計	532	15,470	517	15,737	507	16,747	532	18,454	504	17,078
電気・ガス・水道・熱供給業	1	4	1	4	—	—	1	1	—	—
運輸・通信業	44	1,394	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	5	17	2	23	14	111	4	23
運輸業・郵便業	—	—	34	1,200	33	1,556	44	1,518	49	1,765
卸売・小売業・飲食店	552	5,312	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	320	3,883	346	4,172	395	5,158	380	4,962
金融業・保険業	13	197	13	196	13	193	16	200	15	180
不動産業・物品賃貸業	112	174	106	190	113	217	131	414	133	387
サービス業	443	4,229	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	58	1,340	58	858
宿泊業・飲食サービス業	—	—	200	1,660	194	1,721	233	2,200	228	2,177
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	—	—	—	—	144	1,084	139	886
教育・学習支援業	—	—	51	790	88	1,531	96	1,485	74	1,049
医療・福祉	—	—	77	811	142	1,363	163	1,753	114	1,432
複合サービス業	—	—	4	30	6	143	7	78	7	79
サービス業 (他に分類されないもの)	—	—	265	1,909	295	2,091	116	917	110	1,117
公務 (他に分類されないもの)	10	722	—	—	9	760	12	871	—	—
第 3 次産業計	1,175	12,032	1,076	10,690	1,241	13,770	1,430	17,130	1,311	14,915

注) 平成16年は簡易調査、平成21年は経済センサス基礎調査、平成24年は経済センサス活動調査の数値のため公務及び農業、林業、漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業並びに外国公務に属する事業所は対象外。
平成24年度の公務(他に分類されないもの)については未公表。

(事業所・企業統計調査、経済センサスより作成)

①農業

平成22年度は、本市の総農家数は451戸で、そのうちの専業農家が62戸、兼業農家が389戸であり、兼業農家が総農家数の86%以上を占めている。

経営耕地面積は年々減少しており、平成22年度は平成2年度に比べ31%減少している。経営耕地面積のうち、田、畑の減少が多く、樹園地の減少は少ない。また、家畜頭数でみると肉用牛を除き、戸数・頭数共に減少傾向である。

表2-5 農家戸数

単位：戸

区分	総数	専業	兼業		
			総数	第1種	第2種
H. 2	987	54	933	138	795
H. 7	885	58	827	100	727
H. 12	615	55	560	66	494
H. 17	530	62	468	47	421
H. 22	451	62	389	58	331

注）平成12年・17年・22年は販売農家（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家）のみの数値である

（みよしものしり専科みよしの統計平成26年度より作成）

表2-6 経営耕地面積

単位：a

区分	経営耕地面積			
	総面積	田	畑	樹園地
H. 2	80,034	51,517	14,846	13,671
H. 7	73,769	44,642	15,093	14,034
H. 12	63,409	38,731	11,742	12,936
H. 17	56,493	35,392	9,182	11,919
H. 22	55,424	35,604	8,801	11,019

（みよしものしり専科みよしの統計平成26年度より作成）

表2-7 家畜頭数

区分	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数
H. 2	11	555	3	42	9	1,674	9	98,000	1	—
H. 7	9	440	2	108	2	1,150	10	73,000	—	—
H. 12	6	273	2	x	3	x	3	41,000	—	—
H. 17	3	127	3	82	1	x	3	13,350	—	—
H. 22	3	125	3	54	1	x	2	x	—	—

注：「x」は秘匿値を示す。

（みよしものしり専科みよしの統計平成26年度より作成）

②工業

本市の工業は、事業所数に大きな変化は見られないが、従業者数、製造品出荷額については、年によって増減が大きく、国の景気動向に大きな影響を受けていることが伺える。

表 2-8 工業(従業員数 4 人以上の事業所)の状況

各年12月31日現在

区分	事業所数 (力所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
H. 17	201	14,491	749,292
H. 18	199	15,341	763,328
H. 19	213	17,431	881,468
H. 20	210	17,542	947,769
H. 21	199	16,867	766,241
H. 22	194	16,769	904,847

(みよしものしり専科みよしの統計平成 26 年度より作成)

③商業

平成 19 年度では商店数は 305 店舗、従業者数は 3,833 人、年間販売額は 15,368,282 万円となっている。

表 2-9 商業の状況

区分	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)
H. 6	283	1,728	11,687,816
H. 9	304	2,065	9,449,987
H. 11	325	2,978	10,941,008
H. 14	306	3,678	11,788,717
H. 16	317	3,813	13,428,279
H. 19	305	3,833	15,368,282

(みよしものしり専科みよしの統計平成 26 年度より作成)

6) 土地利用の状況

本市の土地利用の状況については、人口の増加に伴う宅地の増加傾向に伴い、田畑等の農地が減少している。

表 2-10 土地利用の状況

単位：ha

区分	H. 22	H. 23	H. 24	H. 25	H. 26
田	457	456	452	450	449
畑	451	444	440	437	433
宅地	887	895	909	921	919
山林	114	112	106	106	108
原野	19	19	19	19	18
雑種地	241	242	239	236	244
その他	1,042	1,043	1,046	1,042	1,040
計	3,211	3,211	3,211	3,211	3,211

(みよしものしり専科みよしの統計平成26年度より作成)

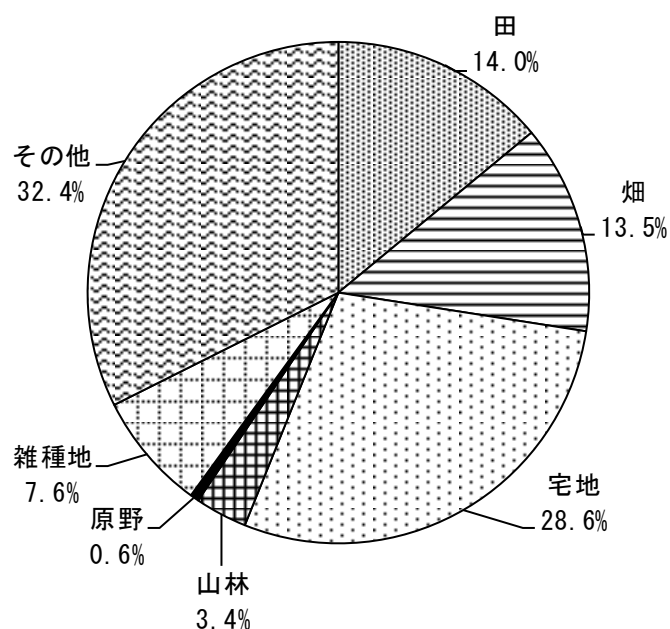


図 2-5 土地利用の状況 (平成 26 年度)

7) 水利用

本市は、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町に本市を含めた地域で「愛知中部水道企業団」を設立し、上水道の供給を行っている。

本市の給水人口及び給水量は表 2-11 に示すとおりである。給水人口はほぼ 100% である。平成 25 年度の給水人口は 59,421 人、普及率は 99.9%、配水量は 6,482 千 m³ である。

表 2-11 給水人口と給水量

(各年度末)				
区分 年度	給水区域人口	給水人口	普及率	配水量
	(人)	(人)	(%)	(千m3/年)
H. 21	57, 864	57, 811	99. 9	6, 430
H. 22	58, 216	58, 163	99. 9	6, 524
H. 23	58, 762	58, 709	99. 9	6, 443
H. 24	59, 141	59, 088	99. 9	6, 512
H. 25	59, 474	59, 421	99. 9	6, 482

(みよしものしり専科みよしの統計平成 26 年度より作成)

8) 観光・レクリエーション

本市では、打ち上げ花火が夏の夜空を彩る中、401 個の提灯が灯された 7 隻の提灯船が周遊する「三好池まつり」をはじめ、高さ 11 メートルの 3 基の大提灯が見る人を圧倒する「三好大提灯まつり」、さまざまな衣装を身にまとった踊り手がオリジナルまつりソングに合わせて踊る「三好いいじゃんまつり」が開催され、みよしの夏の風物詩として多くの方に親しまれている。また、秋には市の指定有形文化財として指定された 2 台の山車が曳き回される「三好八幡社秋の大祭」をはじめ、各地区で古くから伝承されてきた祭り囃子などの伝統芸能が披露されるほか、三好カントリー倶楽部では男子ゴルフのトッププロが集うトーナメントが開催され、市内外から多くの観客が訪れている。

表 2-12 観光の状況

観光資源・施設名	観光人口（人）			
	H23	H24	H25	H26
三好カントリー倶楽部	51,500	51,350	50,900	49,501
三好池まつり	28,000	28,000	30,000	30,000
三好大提灯まつり・三好いいじゃんまつり	61,000	96,000	88,200	57,300

（みよし市産業課資料、愛知観光レクリエーション利用者統計より作成）



図 2-6 三好大提灯まつり

第 2 節 関連計画

2-1 みよし市総合計画

みよし市総合計画では、2023 年を目標年次とし本市のまちづくりの方向を示すと共に、将来の都市像を『みんなで築く“ささえあい”と“活力”の都市(まち)』とし、この都市像の実現のため市民本意の総合的な施策が定められた。

みよし市総合計画においては、下水道について境川流域関連公共下水道事業の市街化区域内での整備がほぼ完了したことから、全県域污水適正処理構想等の計画との整合性を図りながら、現在継続中の市街化調整区域内の下水道整備を積極的に進めることが示されている。

2-2 みよし市環境基本計画

みよし市環境基本計画では、みよし市の望ましい環境像を示し、それを実現するための目標を示している。本計画では、目標実現のため 4 つの基本目標を掲げ、生活排水についても水質汚濁防止の観点から市民、事業者、市それぞれの行動指針が定められている。

2-3 全県域污水適正処理構想(愛知県)

全県域污水適正処理構想は、市街地や農山漁村地域を含めた市町村全域の下水道、農業集落排水、浄化槽等といった污水处理施設の特性、水質保全効果、経済性を勘案し、市町村の意向等を踏まえた上で都道府県が取りまとめる污水处理施設の整備に関する総合的な構想で、今後の污水处理施設整備の方針となるものである。

愛知県では、平成 8 年 6 月に構想を策定し、平成 16 年 3 月、平成 24 年 3 月の見直しを経て、平成 28 年度に再度の見直しを予定している。

みよし市においても、この構想を基に、污水处理施設の整備を実施している。

第3節 水質の現状及び動向

3-1 水質の状況

1) 環境基準の適合状況

水質の環境基準（昭和46.12.28 環告59）は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活項目）が定められている。

健康項目が全ての公共用水域に適用されるのに対し、生活項目は、河川、湖沼、海域毎に利用目的別のpH、BOD等の値（水域類型）が設定されている。

本市の河川では、境川が水域の類型指定をされている。水域類型について表2-13に示す。

表2-13 水域類型（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1 級、水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業 用水及びE以下の欄 に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境 保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2 mg/L以上	—

備考)

- 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。（湖沼もこれに準ずる）
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる）。
- 最確数による定量法とは、次のものをいう。（湖沼、海域もこれに準ずる）
試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL…のように連続した4段階（試料量0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる）を5本ずつBGLB酵素管に移殖し、35℃～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

2) 水質調査結果

愛知県と本市では毎年水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、境川をはじめとする主な河川及びため池等の水質調査を実施している。その結果を表 2-14 に示す。新境橋、境大橋は愛知県、それ以外の地点は本市による調査結果である。

なお、河川の水質適合状況は、類型指定、ため池の水質適合状況は、農業用水基準に基づき判定した。(農業用水基準 COD: 6mg/L 以下、SS: 100mg/L 以下、DO: 5mg/L 以上)

表 2-14(1) 水質調査結果 (河川)

河川名	地点名	類型	項目	単位	H23	H24	H25	適合状況
境川	源流付近	B	pH		6.9~7.2	6.7~7.2	6.5~7.0	○
			BOD	mg/L	0.6~2.8	0.7~10.0	1.3~3.3	5/6
			(75%値)	mg/L	1.1	6.0	1.9	○
			SS	mg/L	4~37	2~11	1~4	○
			DO	mg/L	6.9~11.0	6.8~10.0	7.9~11.0	○
			大腸菌群数	MPN/100mL	330~130000	130~33000	240~54000	4/6
小石川	落合橋下流	B	pH		6.8~7.6	7.2~7.5	6.8~7.2	○
			BOD	mg/L	0.9~1.3	0.6~2.8	0.5~1.7	○
			(75%値)	mg/L	1.2	2.0	1.0	○
			SS	mg/L	1~4	1~3	2.3~6.2	○
			DO	mg/L	7.4~12.0	6.7~13.0	8.2~14.0	○
			大腸菌群数	MPN/100mL	4600~79000	130~49000	490~11000	5/6
境川	打上橋下流	B	pH		6.8~7.3	7.3~7.7	6.9~7.2	○
			BOD	mg/L	0.7~1.6	0.6~2.1	0.9~1.7	○
			(75%値)	mg/L	1.4	1.8	1.2	○
			SS	mg/L	3~7	2~10	1~12	○
			DO	mg/L	8.9~12.0	8.0~13.0	8.3~14.0	○
			大腸菌群数	MPN/100mL	240~140000	40~49000	49~28000	3/6
砂後川	平池地内	B	pH		7.1~7.9	7.0~7.5	6.9~7.2	○
			BOD	mg/L	0.8~3.1	1.3~4.1	1.3~4.7	5/6
			(75%値)	mg/L	2.2	3.0	2.2	○
			SS	mg/L	2~30	3~12	3~62	5/6
			DO	mg/L	9.2~12.0	7.4~12.0	8.3~14.0	○
			大腸菌群数	MPN/100mL	7900~270000	2200~40000	1100~35000	3/6
境川	西一色町地内	B	pH		7.2~7.6	7.5~8.5	7.0~7.4	○
			BOD	mg/L	0.8~2.6	0.8~2.6	1.1~2.8	○
			(75%値)	mg/L	2.4	2.5	1.7	○
			SS	mg/L	4~12	2~10	1~16	○
			DO	mg/L	8.2~13.0	8.5~13.0	9.3~14.0	○
			大腸菌群数	MPN/100mL	1300~130000	1100~130000	330~35000	3/6
境川	境川境橋下流	B	pH		7.4~8.1	7.6~8.9	7.1~7.5	○
			BOD	mg/L	0.7~1.9	0.8~2.1	1.2~1.7	○
			(75%値)	mg/L	1.7	2.0	1.6	○
			SS	mg/L	3~13	3~15	1~14	○
			DO	mg/L	9.1~15.0	9.2~14.0	8.6~14.0	○
			大腸菌群数	MPN/100mL	240~70000	490~49000	140~92000	3/6
逢妻女川	郡界橋下流	D	pH		7.3~8.2	7.5~8.9	7.2~8.8	5/6
			BOD	mg/L	1.1~3.4	1.2~3.7	1.0~2.2	○
			(75%値)	mg/L	2.9	2.9	1.6	○
			SS	mg/L	2~33	1~15	3~34	○
			DO	mg/L	9.5~15.0	8.6~16.0	7.6~13.0	○
			大腸菌群数	MPN/100mL	3300~240000	1100~49000	490~160000	—
茶屋川	明知町地内	B	pH		7.2~7.7	7.1~8.0	6.9~7.2	○
			BOD	mg/L	0.6~1.9	1.4~3.0	1.3~2.2	○
			(75%値)	mg/L	1.8	2.7	2.0	○
			SS	mg/L	1~4	1~5	2~9	○
			DO	mg/L	8.0~14.0	7.8~14.0	8.0~13.0	○
			大腸菌群数	MPN/100mL	490~110000	79~79000	1100~54000	3/6
境川	新境橋(環境基準点)	B	pH		7.1~7.6	7.0~7.5	7.1~7.4	○
			BOD	mg/L	0.9~5.8	1.0~4.2	2.1~6.4	7/12
			(75%値)	mg/L	4.3	3.1	4.6	×
			SS	mg/L	2~14	4~38	3~14	○
			DO	mg/L	8.0~11	7.6~12	7.2~11	○
			大腸菌群数	MPN/100mL	38000~790000	4900~1100000	2300~490000	1/12
境川	境大橋(環境基準点)	C	pH		6.8~8.1	6.9~7.5	7.1~7.5	○
			BOD	mg/L	0.9~6.7	0.9~11	1.4~3.8	○
			(75%値)	mg/L	3.4	3.4	2.8	○
			SS	mg/L	3~17	4~52	3~32	○
			DO	mg/L	6.5~11	6.8~11	6.1~11	○
			大腸菌群数	MPN/100mL	—	—	—	—

注1: 適合状況は平成25年度に対してのものである。

注2: 「○」印は調査時全てにおいて環境基準に適合していることを示す。

(愛知県環境部資料、みよしの環境より作成)

表 2-14(2) 水質調査結果（ため池）

単位：mg/L

ため池名	項目	H23	H24	H25	適合状況
大坂池	COD	5.8	3.5	4.2	○
	SS	27	3.5	7	○
	DO	9.8	9.25	9.3	○
四ツ池	COD	3	2.9	2.85	○
	SS	2.5	2.5	2.5	○
	DO	10.7	10.05	10.7	○
新池	COD	8.2	8.05	12.5	×
	SS	12	12	14	○
	DO	9.8	11.5	12	○
百々池	COD	5	5.35	6	○
	SS	4	8	13.5	○
	DO	11.5	12	12.5	○
三好池	COD	3.1	3	2.65	○
	SS	1	1	1.5	○
	DO	11	11	11	○
多羅釜池	COD	4.1	3.85	4.05	○
	SS	4	3	4.5	○
	DO	10.7	11	11.4	○
保田ヶ池	COD	3.8	4.4	4	○
	SS	4.5	5.5	11.5	○
	DO	11	11.5	12	○
二池	COD	6.1	5.75	7.05	×
	SS	8	5.5	14	○
	DO	10.6	11	11.35	○
清水池	COD	7.3	6	6.25	×
	SS	8.5	17	8	○
	DO	10.9	13	10.4	○
細口池	COD	7.5	10.4	8.15	×
	SS	7.5	7.5	18	○
	DO	10.1	12	13.5	○
松葉池	COD	7.7	5.6	4.5	○
	SS	15.5	14.5	9	○
	DO	11.6	11	12.5	○
大池	COD	15	11	22	×
	SS	43	25	69.5	○
	DO	10.8	17	18	○

（みよしの環境より作成）

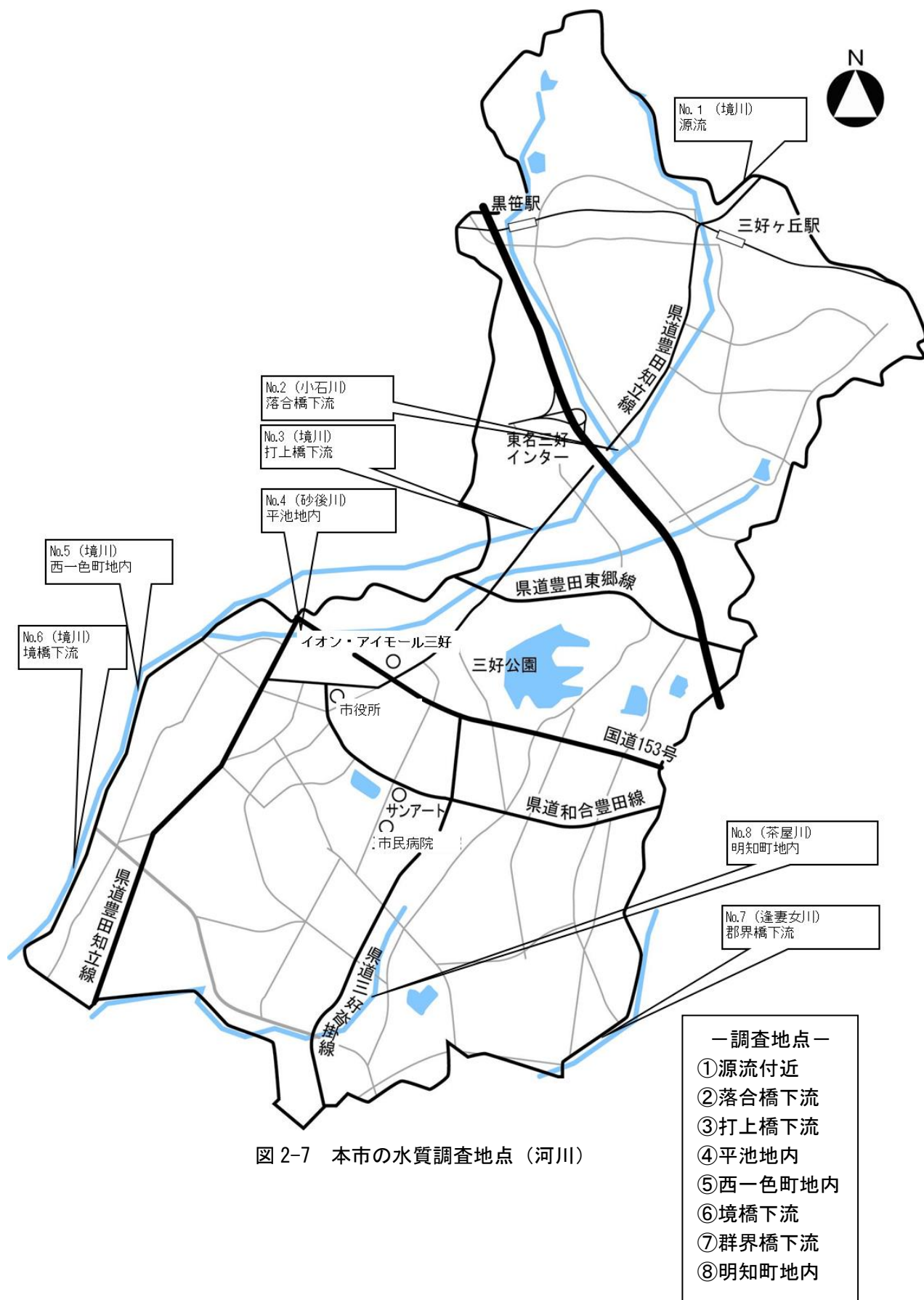


図 2-7 本市の水質調査地点（河川）

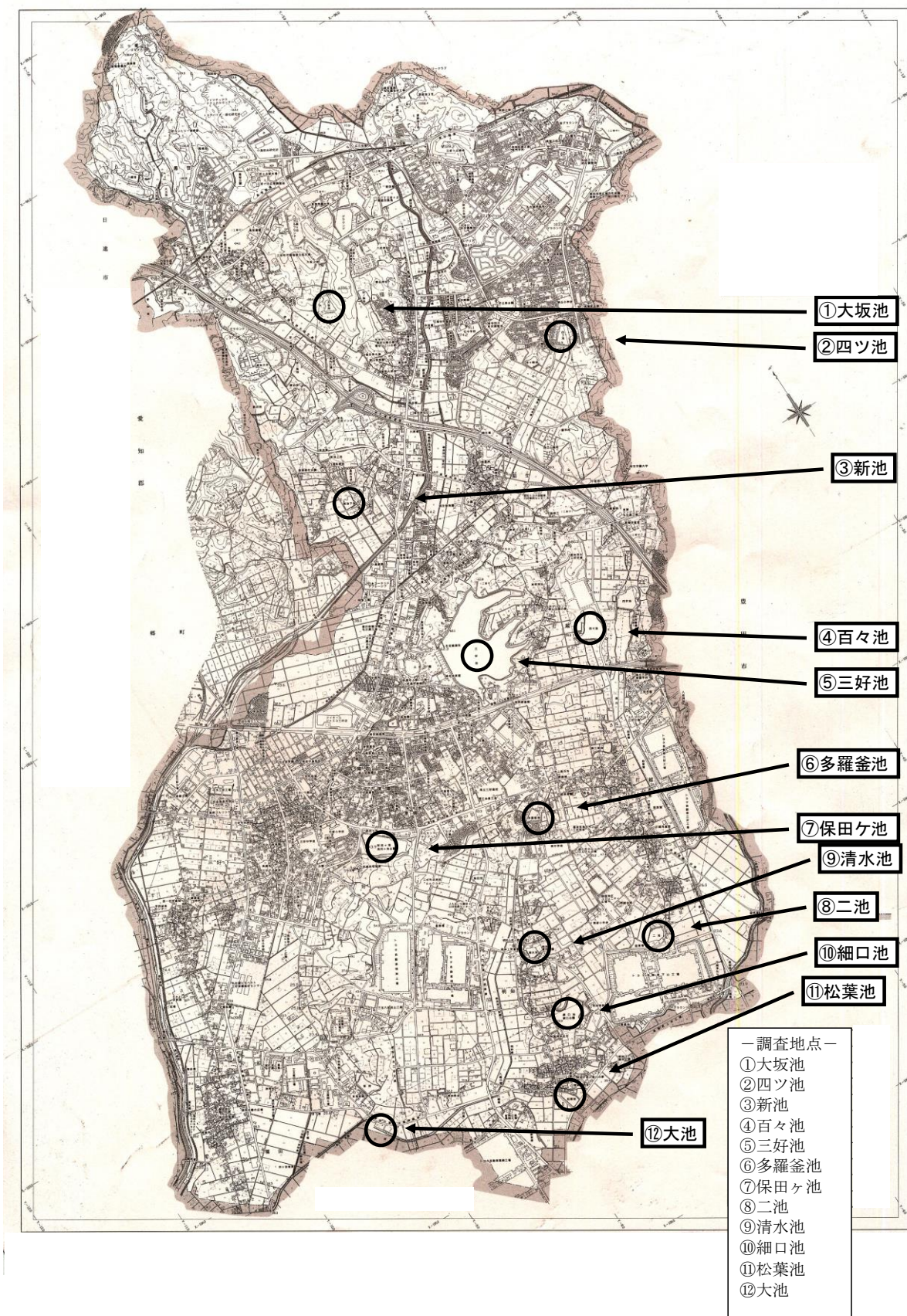


図 2-8 本市の水質調査地点（ため池）

3) BODから見た水質の状況

本市の河川の水質を河川の水質汚濁の指標の一つであるBODから見た水質の状況を表2-15に示す。多くの地点で水質は改善しつつあるが、県の調査地点である新境橋（刈谷市、豊明市境）、境大橋（刈谷市、大府市境）ではBODの数値がやや高い傾向があり、今後も水質の改善を図っていく必要がある。

表 2-15 BODの経年変化

単位：mg/L

河川名	調査地点	H21	H22	H23	H24	H25
境川	源流付近	3.8	1.7	1.1	6.0	1.9
小石川	落合橋下流	2.5	1.4	1.2	2.0	1.0
境川	打上橋下流	4.4	4.7	1.4	1.8	1.2
砂後川	平池地内	3.5	2.4	2.2	3.0	2.2
境川	西一色町地内	4.9	2.8	2.4	2.5	1.7
境川	境橋下流	7.0	3.9	1.7	2.0	1.6
逢妻女川	郡界橋下流	3.4	2.7	2.9	2.9	1.6
茶屋川	明知町地内	3.4	2.3	1.8	2.7	2.0
境川	新境橋	4.3	5.7	4.3	3.1	4.6
境川	境大橋	2.9	3.7	3.4	3.4	2.8

注：数値は75%値。

（愛知県環境部資料、みよしの環境より作成）

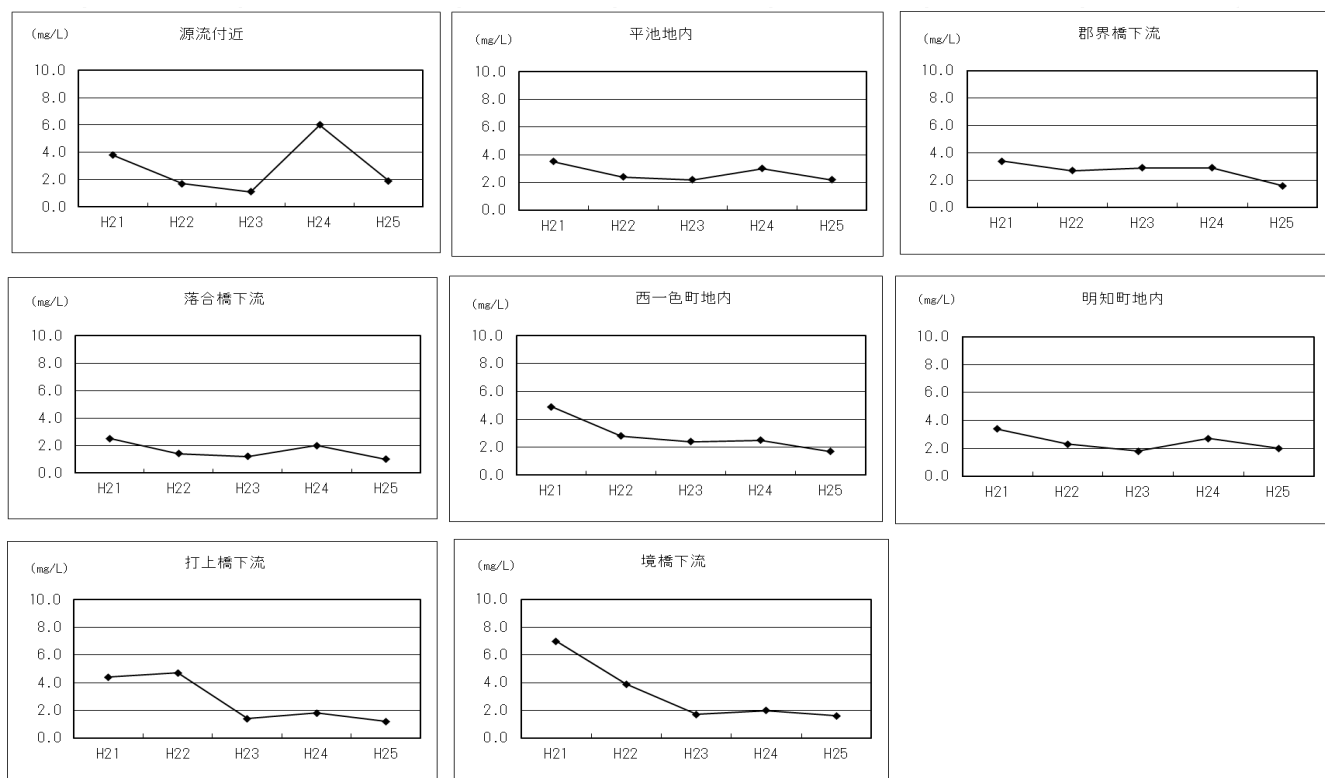


図 2-9 BODの経年変化

4) 全窒素・全磷から見た水質の状況

全窒素・全磷の水質調査結果を表 2-16 に示す。BOD同様、多くの地点で水質は改善しつつあるが、逢妻女川、茶屋川等、一部地点において特に全窒素の数値がやや高い傾向があり、今後も水質の改善を図っていく必要がある。

表 2-16 全窒素・全磷の経年変化

単位：mg/L

河川名	調査地点	全窒素					全磷				
		H21	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24	H25
境川	源流付近	1.8	3.1	2.3	2.7	1.9	0.20	0.39	0.25	0.18	0.21
小石川	落合橋下流	1.6	1.4	2.0	1.5	1.1	0.10	0.09	0.11	0.06	0.07
境川	打上橋下流	4.6	5.5	2.2	2.6	1.5	0.47	0.56	0.24	0.24	0.21
砂後川	平池地内	3.4	3.2	3.0	4.1	3.1	0.22	0.26	0.26	0.21	0.28
境川	西一色町地内	2.9	3.0	2.5	2.7	2.1	0.22	0.31	0.20	0.19	0.18
境川	境橋下流	2.9	2.9	2.5	2.9	1.9	0.22	0.27	0.21	0.18	0.16
逢妻女川	郡界橋下流	3.6	3.8	3.8	4.7	3.3	0.23	0.28	0.27	0.22	0.21
茶屋川	明知町地内	5.6	5.2	4.9	5.8	4.5	0.35	0.43	0.23	0.19	0.20
境川	新境橋	3.5	3.4	2.4	2.0	2.4	0.22	0.25	0.23	0.21	0.22
境川	境大橋	3.4	3.5	2.5	2.1	2.5	0.22	0.26	0.22	0.24	0.23

注：数値は年間平均値。

(愛知県環境部資料、みよしの環境より作成)

3-2 水生生物から見た水質

川の生物は経年的な環境の条件により生息の有無が変化するため、川にどのような生物が生息するか調査することにより河川水質（汚れの程度）を把握することができる。本市では、夏休み期間中に子供達を対象に水生生物調査を行っておりその結果は表 2-17 に示す通りである。

表 2-17 水生生物調査結果

		平成23年度			平成24年度			平成25年度		
観察地点名		境川上流部	境川中流部	茶屋川	境川上流部	境川中流部	茶屋川	境川上流部	境川中流部	茶屋川
出現数	I	1	0	1	2	1	0	0	0	1
	II	0	2	4	0	4	4	2	2	1
	III	3	3	4	3	0	2	3	3	6
	IV	2	1	1	2	2	1	2	1	4
水質階級		III	III	II	III	II	II	III	III	III

(みよしの環境より作成)

3-3 発生源別汚濁負荷量

平成21年度末における発生源別BOD汚濁負荷量を表2-18に示す。本市全域では、生活系が42.4%、産業系が42.7%と汚濁負荷量の大部分を占めていることが分かる。生活系の中では、合併処理浄化槽による割合が高くなっているが、このうち、下水道がすでに整備されている地域において積極的に接続を促進していく。また、産業系に関しては、市内の各事業所と協力しながら、排水対策に取り組んでいく必要があるといえる。

表2-18 BOD負荷量

BOD

	みよし市全域		境川流域		境川上流域	
	負荷量 (kg/日)	割合 (%)	負荷量 (kg/日)	割合 (%)	負荷量 (kg/日)	割合 (%)
生活系	47.0	42.4%	42.8	44.3%	139.9	65.6%
下水道終末処理場	9.3	8.4%	9.3	9.6%	9.3	4.3%
し尿処理施設	1.4	1.3%	1.4	1.5%	0.8	0.4%
合併処理浄化槽	33.0	29.8%	29.3	30.3%	52.3	24.5%
単独処理浄化槽	0.3	0.3%	0.2	0.2%	12.1	5.7%
生活雑排水	3.0	2.7%	2.7	2.8%	65.4	30.7%
産業系	47.3	42.7%	40.1	41.5%	53.9	25.3%
畜産系	1.0	0.9%	0.5	0.5%	1.4	0.7%
牛舎	0.5	0.4%	0.3	0.3%	0.4	0.2%
豚舎	0.5	0.4%	0.2	0.2%	1.0	0.5%
その他土地	15.5	14.0%	13.2	13.7%	18.0	8.4%
山林	0.2	0.2%	0.2	0.2%	0.3	0.1%
水田	3.2	2.9%	2.7	2.8%	3.6	1.7%
その他	10.8	9.7%	9.1	9.4%	12.4	5.8%
その他土地	1.3	1.2%	1.3	1.4%	1.7	0.8%
合計	110.7	100.0%	96.6	100.0%	213.2	100.0%

注）平成21年度末の値である。

（愛知県環境部資料を基にみよし市作成）

境川上流域は、みよし市、東郷町、豊明市、刈谷市、日進市の一部である。

第4節 生活排水処理施設の整備状況

4-1 生活排水処理施設の整備状況

本市における生活排水処理フローを図2-10に示す。各家庭から排出される排水は、公共下水道に代表されるし尿と生活雑排水を同時に処理する施設及びし尿処理施設に代表されるし尿のみを処理する施設により処理され、衣浦湾及び境川に放流している。また、それぞれの施設から発生する汚泥は、埋立、農地還元及び燃料利用等がなされている。

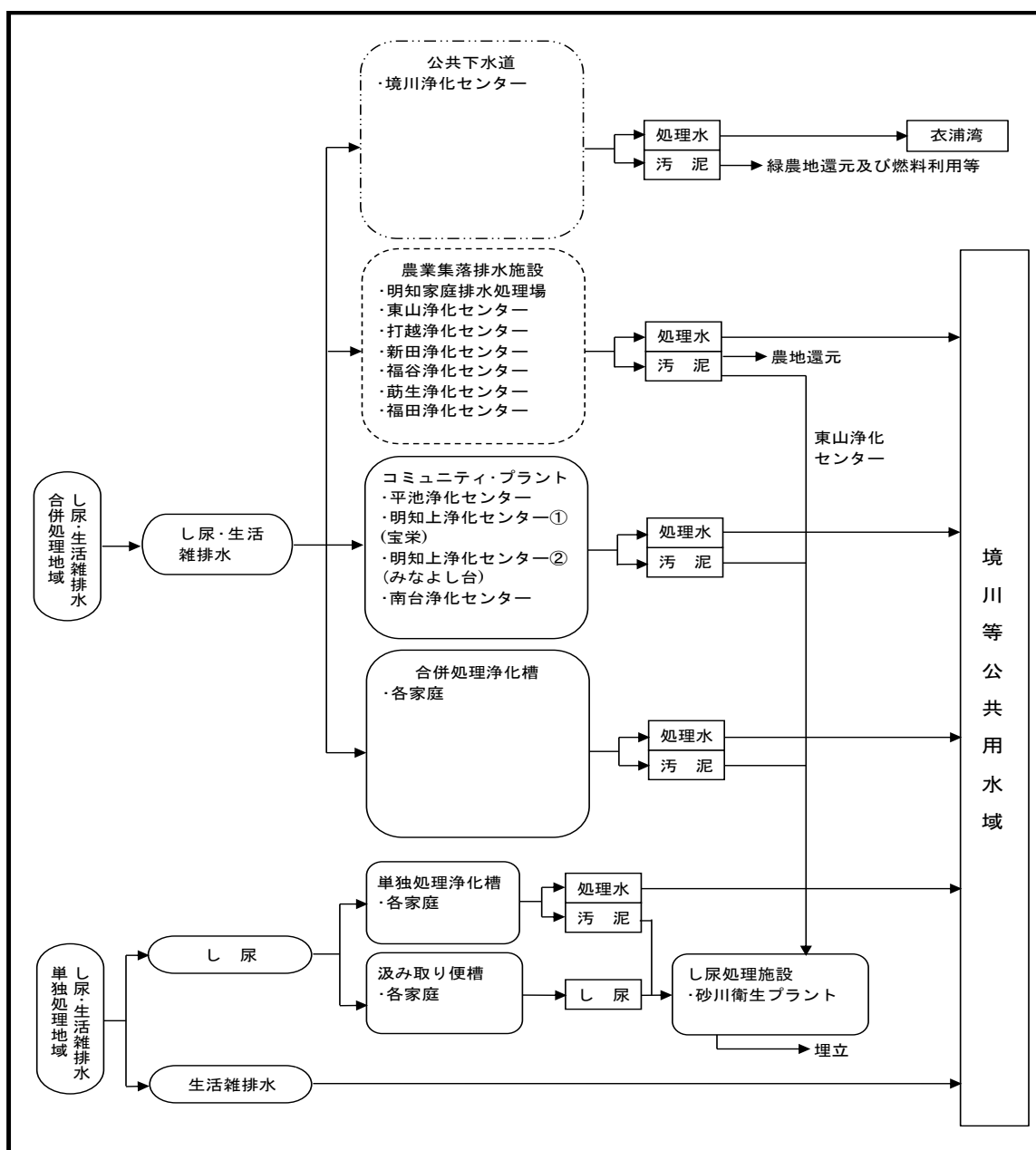


図2-10 平成25年度における生活排水処理フロー

4-2 公共下水道

本市には県事業である境川流域下水道事業（構成市町7市2町）の処理区域の一部である流域関連公共下水道事業がある。かつては本市単独で終末処理場を持つ単独公共下水道事業も実施していたが、すでに境川流域下水道への接続が完了している。

境川流域下水道事業は、昭和46年度に都市計画決定され、昭和56年度に終末処理場（境川浄化センター「刈谷市」）の第1期工事が着手され、平成元年度にその一部を供用開始した。

現在の公共下水道事業の整備状況を表2-19に示す。

表2-19 公共下水道の整備状況

項目			年度	H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 25
行政人口※1			(人)	56,202	56,649	57,223	59,141	59,474
処理人口（処理区域内人口）※2			(人)	42,453	43,121	43,671	45,194	45,469
普及率（※2／※1）			(%)	75.5%	76.1%	76.3%	76.4%	76.5%
接続人口※3			(人)	38,025	39,122	39,790	41,514	41,846
接続率（※3／※2）			(%)	89.6%	90.7%	91.1%	91.9%	92.0%
公共 下 水 道 事 業	三好ヶ丘処理区 （三好ヶ丘浄化センター）	処理人口		15,364	15,521			
		接続人口		15,364	15,521			
	黒笹処理区 （黒笹浄化センター）	処理人口						
		接続人口						
	三好処理区 （境川流域下水道）	処理人口		27,089	27,600	43,671	45,194	45,469
		接続人口		22,661	23,601	39,790	41,514	41,846

注：三好ヶ丘処理区はH23から、黒笹処理区はH20から三好処理区へ接続

（土木管理課資料より作成）

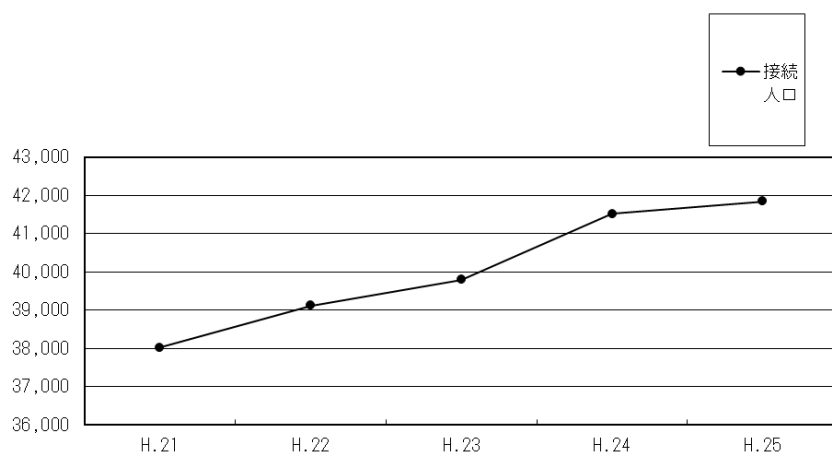


図 2-11 公共下水道の整備状況

4-3 農業集落排水施設

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落における尿及び生活雑排水等の汚水を処理する施設であり、農業振興地域内の農業集落を対象に整備されるものである。本市は、古くから田が多く地域内に集落が点在している。それらの集落には、農業集落排水事業が整備されてきた。

このうち、苧生浄化センターの一部と東山浄化センターについては、平成31年度に公共下水道への接続を予定している。

表 2-20 農業集落排水施設の概要

施設名		明知家庭排水処理場	東山浄化センター	打越浄化センター	新田浄化センター	福谷浄化センター	苧生浄化センター	福田浄化センター
処理区名		明知処理区	東山処理区	打越処理区	新田根浦処理区	福谷処理区	苧生処理区	福田処理区
供用計画人口		2,300人	610人	2,060人	1,390人	2,710人	3,650人	980人
処理能力（日平均）		920m ³ /日	165m ³ /日	557m ³ /日	376m ³ /日	732m ³ /日	986m ³ /日	265m ³ /日
日平均排水量		762m ³ /日	189m ³ /日	563m ³ /日	258m ³ /日	609m ³ /日	566m ³ /日	308m ³ /日
水質平均値	BOD	6.3	8.2	5.5	4.7	1.3	6.2	2.4
	T-N	5.6	28.6	24.1	7.1	2.1	2.3	4.0
	T-P	1.4	2.5	2.2	2.3	0.7	1.4	0.5

注）日平均排水量及び水質平均値は、平成26年3月の平均である。

（土木管理課資料より作成）

表 2-21 農業集落排水施設の整備状況

項目 \ 年度		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 25
行政人口※ ¹	(人)	56,202	56,649	57,223	59,141	59,474
処理人口(処理区域内人口)※ ²	(人)	10,043	10,048	10,109	10,498	10,617
普及率(※ ² ／※ ¹)	(%)	17.9%	17.7%	17.7%	17.8%	17.9%
接続人口※ ³	(人)	9,233	9,279	9,299	9,673	9,791
接続率(※ ³ ／※ ²)	(%)	91.9%	92.3%	92.0%	92.1%	92.2%
明知処理区 (明知家庭排水処理場)	処理人口	2,300	2,340	2,300	2,362	2,377
	接続人口	2,272	2,312	2,245	2,308	2,324
東山処理区 (東山浄化センター)	処理人口	610	610	610	618	627
	接続人口	601	601	586	595	605
打越処理区 (打越浄化センター)	処理人口	2,030	2,010	2,060	2,134	2,161
	接続人口	2,018	2,004	1,970	2,041	2,067
新田根浦処理区 (新田浄化センター)	処理人口	989	1,001	1,021	1,072	1,093
	接続人口	902	916	925	975	996
福谷処理区 (福谷浄化センター)	処理人口	1,715	1,719	1,736	1,790	1,809
	接続人口	1,459	1,475	1,504	1,556	1,573
筋生処理区 (筋生浄化センター)	処理人口	1,679	1,663	1,680	1,770	1,792
	接続人口	1,375	1,372	1,439	1,520	1,541
福田処理区 (福田浄化センター)	処理人口	720	705	702	752	758
	接続人口	606	599	630	678	685

(土木管理課資料より作成)

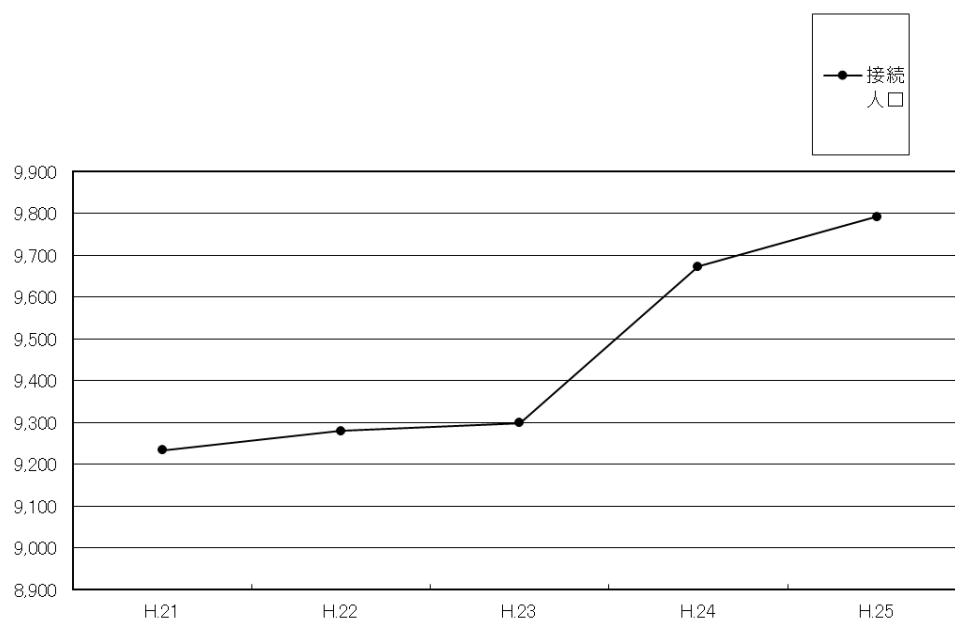


図 2-12 農業集落排水施設整備状況

4-4 コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントは、団地等のし尿及び生活雑排水を処理するための施設で、本市では平池処理区、明知上処理区（宝栄）、明知上処理区（みなよし台）、南台処理区が供用開始されている。

表 2-22 コミュニティ・プラントの概要

施 設 名		平池浄化センター	明知上浄化センター 1
処 理 区		平池処理区	明知上処理区（宝栄）
供用計画人口		4 8 0 人	9 0 6 人
処理能力（日最大）		2 0 0 m ³ ／日	2 8 0 m ³ ／日
日平均排水量		1 3 3 m ³ ／日	1 3 6 m ³ ／日
水質平均値	B O D	1 1 . 8	2 . 3
	T - N	2 0 . 5	1 4 . 5
	T - P	0 . 7	2 . 0

施 設 名		明知上浄化センター 2	南台浄化センター
処 理 区		明知上処理区（みなよし台）	南台処理区
供用計画人口		1 0 5 6 人	1 2 0 0 人
処理能力（日最大）		2 1 0 m ³ ／日	2 4 0 m ³ ／日
日平均排水量		1 2 5 m ³ ／日	2 4 m ³ ／日
水質平均値	B O D	0 . 9	6 . 8
	T - N	3 . 9	7 . 8
	T - P	1 . 2	0 . 4

注）日平均排水量及び水質平均値は、平成 2 6 年 3 月の平均である。

（土木管理課資料より作成）

表 2-23 コミュニティ・プラントの整備状況

項目 \ 年度		H. 21	H. 22	H. 23	H. 24	H. 25
行政人口※ ¹ (人)		56,202	56,649	57,223	59,141	59,474
処理人口（処理区域内人口）※ ² (人)		1,557	1,557	1,588	1,636	1,696
普及率（※ ² ／※ ¹ ） (%)		2.8%	2.7%	2.8%	2.8%	2.9%
接続人口※ ³ (人)		1,502	1,507	1,539	1,586	1,649
接続率（※ ³ ／※ ² ） (%)		96.5%	96.8%	96.9%	96.9%	97.2%
平池処理区 （平池浄化センター）	処理人口	385	391	398	419	355
	接続人口	382	390	398	419	355
明知上処理区（宝栄） （明知上浄化センター）	処理人口	553	551	568	581	556
	接続人口	501	502	519	531	509
明知上処理区（みなよし台） （明知上浄化センター）	処理人口	619	615	622	636	636
	接続人口	619	615	622	636	636
南台処理区 南台浄化センター	処理人口					149
	接続人口					149

（土木管理課資料より作成）

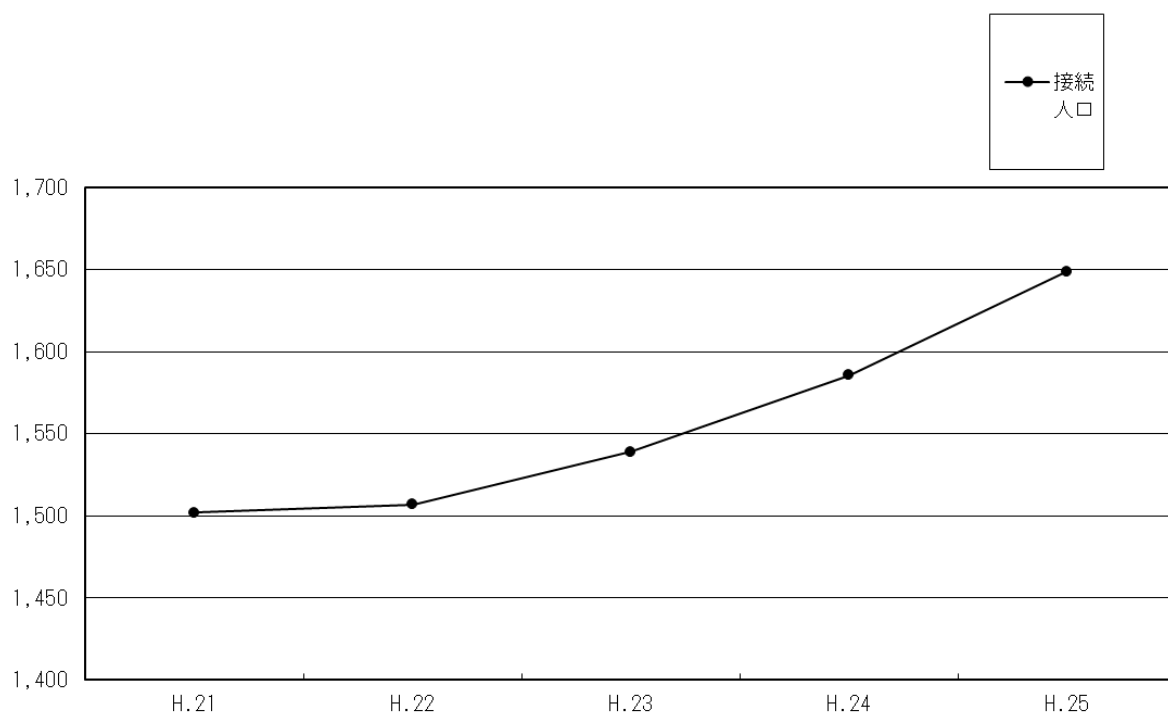


図 2-13 コミュニティ・プラントの整備状況

4-5 浄化槽

平成13年4月1日より浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の新設が原則できないこととなり、本市においての平成13年度以降は単独処理浄化槽の新設は届けられていない。

表2-24に平成25年度末の浄化槽設置基数を示す。

表2-24 浄化槽設置基数

単位：基

人槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	合計基数
～20人	824	184	1,008
21人～50人	186	34	220
51人～200人	51	45	96
201人～500人	1	8	9
500人～	－	15	15
合計基数	1,062	286	1,348

(愛知県環境部資料より作成)

4-6 その他生活排水処理施設等

その他生活排水処理施設としては、浄化センターなどの公共施設や処理水などが流れる河川があり、それぞれ次のような整備を行っている。

1) 公共施設における河川流量への配慮

河川流量は、水質の維持・景観等に重要な要素である。健全な水環境を確保し、河川流量を安定化するために本市では、公共施設での透水性舗装を積極的に採用している。

2) 河川環境整備

河川の整備事業は、水辺環境の向上を図る重要な事業である。

河川改修事業では、空隙の多い護岸ブロックを使用することで、動植物の生息場所を提供したり、生息場所の水深を確保するために河道内に低々水路を設けるなど、多自然川づくりを行っている。

これにより、河川本来の自然環境の保全・再生を図り、市民の水辺への親近感を高めることで生活排水対策や河川美化活動への取り組みを促進するという効果も期待できる。

【河川整備施行例(砂後川)】

<施工前>



<施工後>



【標準横断面図】

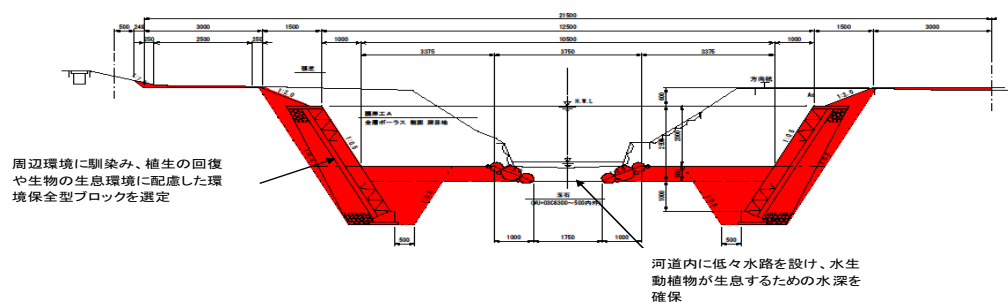


図 2-14 河川整備事業施工内容

第5節 生活排水対策に係る啓発状況・課題

5-1 生活排水に係る啓発状況

本市では、市民の生活排水に対する意識向上のため、様々な施策を講じている。
主な施策は次に示すとおりである。

1) 水生生物調査

毎年夏休みに子どもたちを中心に水生生物調査が行われている。なお、この調査は、境川全域の状態を把握するため、境川流域の市町（刈谷市、大府市、豊明市及び東郷町）においても行われている。

2) 広報による啓発

境川が、家庭排水からの排水により汚染されていることを『広報みよし』によりわかりやすく記載し、広く市民に生活排水対策の必要性和身近にできる生活排水対策方法を紹介し、生活排水対策の実践を呼びかけている。

3) 産業フェスタにおける下水道啓発コーナーの設置

毎年、産業フェスタみよしにて下水道啓発コーナーを開催し、パネル等の展示により、下水道に対する啓発活動を行っている。また、下水道のPR用品、汚泥肥料等の配布を行っている。

5-2 河川環境保全活動

本市では補助金を交付し、市内11行政区の生活排水路の清掃と周囲の草刈りを各地域ごとに行っている。これらの活動は、市民が生活排水の実態を身近に感じる機会となっている。

5-3 計画の達成状況の評価

前計画の生活排水処理施設整備の達成状況を表 2-25 に示す。

現状は、生活排水処理施設の整備については、表 2-25 に示すようにほぼ前計画に従い進捗していることがわかる。

表 2-25 生活排水処理施設整備進捗状況

	前計画	H. 25実績	達成率
行政人口	59,000	59,474	—
公共下水道	46,830	45,469	—
農業集落排水施設	10,262	10,617	—
コミュニティ・プラント	1,220	1,696	—
暫定整備浄化槽	688	1,553	—
生活排水処理人口	59,000	59,335	—
生活排水処理率	100.0%	99.8%	99.8%

注：達成率は、前計画の生活排水処理率の目標値に対し H. 25 実績の生活排水処理率から算出した。

5-4 課題

現状の生活排水対策における課題を次に示すとおり整理する。

1) 境川の水質状況

市内の水質調査の結果、市内における境川の水質は年々改善しつつあるが、境川全体では、BODの数値等高い水準であり、生活排水も要因の一つと考えられる。

2) 生活排水処理施設の整備

公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの集合処理施設の整備は完了しており、既存の住宅密集地域での生活雑排水の処理は可能な状態である。今後のさらなる水質汚濁負荷の削減には、集合処理施設への接続率を上げることが必要である。

3) 市民への啓発活動

生活排水に関する広報が広がりを見せたことで、多くの家庭において何らかの生活排水対策を行っていると考えられるが、みよし市内だけでなく、境川全体の水質の改善を図っていくため、市民へのさらなる啓発活動のあり方を考えていく必要がある。

4) 事業者への啓発活動

市民ばかりが水質汚濁物質の排出者ではなく、事業所から排出される排水も境川の水質悪化の要因の一つである。本市では、苦情の都度、事業者への指導を行っているが、毎年実施している事業者向けの環境保全講演会において排水対策をテーマにした講演を実施していくなど、今後の事業者への啓発・指導のあり方を検討していく必要がある。

5) 河川浄化施設の設置

生活排水処理施設の整備及び市民・事業者への啓発活動を行った結果、境川の水質改善に顕著な結果が見られない場合は、境川へ流入する小規模河川、生活排水路の浄化施設を整備し、直接浄化することについても検討する必要がある。

6) 推進体制の強化

諸計画を円滑に推進するためにも、愛知県、市の各施設管理担当課、市民・事業所といった関係各所の連携を深め、計画の推進体制強化を図っていく必要がある。

第3章 生活排水対策推進計画の目標

第1節 基本理念

本市は、名古屋市近郊にあり、輸送機器工業が盛んな豊田市に接しているため、近年、人口が急激に増えた地域である。その人口の増加及び生活様式の近代化により、一般家庭から排出される生活排水による河川・生活排水路の汚濁が進んできた。前計画以降、下水道の接続や合併処理浄化槽の普及が進んだため、水質は改善傾向にあるが、現在でも大腸菌群を始め、環境基準を上回る項目が依然として存在している状況である。

河川は、治水・利水対策の充実と共に自然とのふれあいと親しみのある空間であることが望まれる。そのような河川にするため、私たちの生活と身近な河川の結びつきを考え、生活排水対策が十分推進できるよう市民と行政が一体となってより良い環境づくりに取り組む。

第2節 基本方針

本計画では生活排水による河川や海の汚濁を防止するため、生活排水処理施設の整備を推進していくことを基本方針とし、目指すべき環境像を次のように定める。

『きよらかな水の流れるかわ』

1-1 生活排水処理施設整備の基本方針

1) 公共下水道

公共下水道は、みよし市污水適正処理構想及びみよし市流域関連公共下水道事業基本計画と整合を図りつつ、未接続地区の一層の接続を促していく。

2) コミュニティ・プラント

既存の4地区のうち、平池処理区と南台処理区の全部を公共下水道に接続し、残る地区の接続率100%を目指していく。

3) 農業集落排水施設

既存の7地区のうち、苅生処理区の一部と東山処理区の全部を公共下水道に接続し、残る地区の接続率100%を目指していく。

4) 合併処理浄化槽

最終的に集合処理 100%となるよう、集合処理施設への接続を促していく。

5) 河川直接浄化施設

生活排水処理施設の整備だけでは境川の水質改善が見られない場合において整備を検討する。

1－2 生活排水対策の推進に係る啓発活動に関する基本方針

生活排水施設の整備には、多くの費用がかかり、その効果が出現するまでに多くの時間を要する。したがって、市民の排出する生活雑排水量の減少及び汚濁負荷量の削減を図るためにも市民の協力は不可欠である。本市においては、境川の水質が若干の改善傾向にあり、生活排水に対する市民意識も向上していると考えられるが、今後も環境基準を満たす水質を維持できるよう、今まで以上に市民への啓発活動を強化していく。

また、事業者からの排水も水質汚濁の要因の一つであることから、事業者への啓発・指導を行っていく。

1-3 生活排水対策の推進体制及び役割分担

本計画では、次の図に示すように、市民（地域）、事業者及び国・愛知県を含め三者がそれぞれの役割を担い、生活排水対策を推進していくものとする。

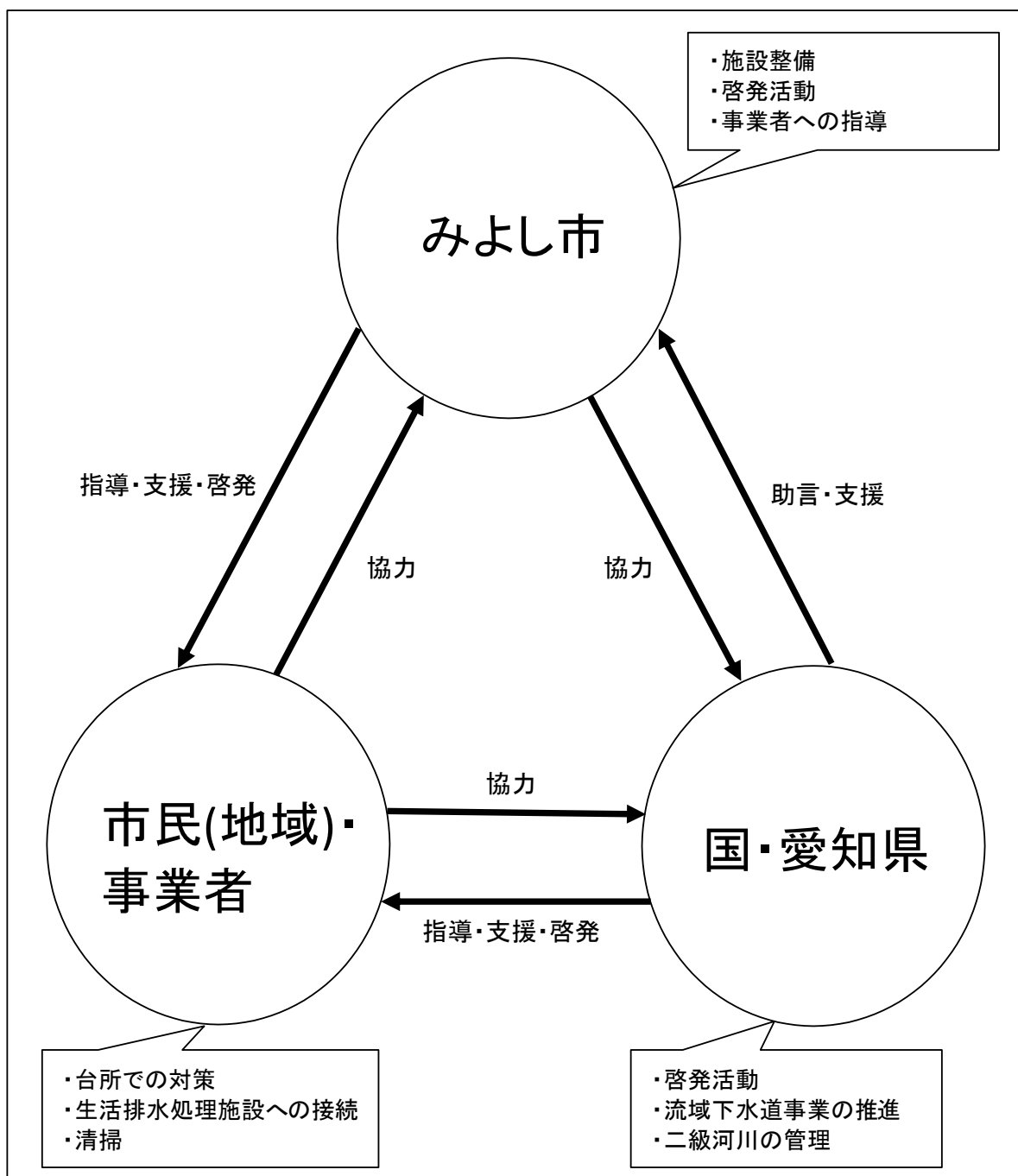


図 3-1 生活排水対策推進計画の役割分担

第3節 計画目標年度

計画目標年度は、計画改訂時の平成 28 年度から全県域污水適正処理構想の目標年度と合わせて平成 42 年度（2030 年）とし、平成 37 年度（2025 年）を中間目標年度とし、関連計画の進捗状況をみながら、必要に応じて計画の見直し等を行うものとする。

第4節 計画の目標

4-1 目標水質

境川の環境基準を満足するような水質を目標とする。

表 4-1 目標水質

	B 類型
pH	6.5～8.5
BOD（75%値）	3mg/L 以下
SS	25mg/L 以下
DO	5mg/L 以上
大腸菌群数	5000MPN/100mL 以下

4-2 生活排水処理施設の整備

生活排水処理施設の整備についてはほぼ前計画どおりに進んでおり、集合処理施設の整備については完了している。今後は、施設への接続を推進し、集合処理施設による污水处理のさらなる普及を行っていく。計画目標年度までに污水处理人口普及率 100%を達成し、污水未処理人口 0 人を実現することを目標とする。

4-3 啓発活動等

境川の水質を改善するため、あるいは将来にわたってそれを維持するには、行政・市民・地域・事業者の四者が協力することが必要である。全ての排出者が環境を意識した行動をとり、市民・地域・事業者は水質汚濁負荷を削減すること、行政はそれらの活動を支援できるような体制を構築することを目標とする。

第4章 生活排水処理施設等の整備に関する事項

第1節 生活排水処理施設整備計画

1-1 公共下水道

上位計画である、全県域污水適正処理構想に基づき、境川流域関連公共下水道への周辺新規立地家屋の取り込みを図り、下水道の整備が完了している地域においては、下水道への接続を促していく。

表 4-1 公共下水道の処理人口の見込み

		(各年度末)		
		現況 (H. 25)	中間目標年度 (H. 37)	目標年度 (H. 42)
整備面積		943.4	1,114.6	1,164.3
(ha)	境川流域	943.4	1,114.6	1,164.3
処理人口		45,469	55,616	58,529
(人)	境川流域	45,469	55,616	58,529

1-2 農業集落排水施設

現在農業集落排水施設は、7 処理区が整備されているが、平成 31 年度に苅生処理区の一部と東山処理区の全部を境川流域関連公共下水道へ接続予定。今後は、供用済みの施設への接続率を向上させるよう接続を促していく。

表 4-2 農業集落排水施設の処理人口の見込み

		(各年度末)		
		現況 (H. 25)	中間目標年度 (H. 37)	目標年度 (H. 42)
整備処理区		7	6	6
(処理区)	境川流域	6	5	5
処理人口		10,617	9,955	9,955
(人)	境川流域	8,456	7,794	7,794

1-3 コミュニティ・プラント

現在、コミュニティ・プラントは、平池処理区、明知上処理区（宝栄）、明知上処理区（みなよし台）、南台処理区が供用開始されている。

表 4-3 コミュニティ・プラントの処理人口の見込み

		(各年度末)		
		現況 (H. 25)	中間目標年度 (H. 37)	目標年度 (H. 42)
整備処理区		4	2	2
(処理区)	境川流域	4	2	2
処理人口		1,696	1,421	1,516
(人)	境川流域	1,696	1,421	1,516

1-4 浄化槽

平成 25 年度末現在で、本市において単独、合併あわせて浄化槽の処理人口、1,553 人となっているが、今後は、全ての生活排水を公共下水道、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントなどの集合処理施設において処理することを目標とし、集合処理施設への接続を促す。

表 4-4 浄化槽の処理人口の見込み

		(各年度末)		
		現況 (H. 25)	中間目標年度 (H. 37)	目標年度 (H. 42)
処理人口		1,553	0	0
(人)	境川流域	1,100	0	0

1-5 生活排水処理施設計画図

計画目標年次における生活排水処理施設により処理される地域は図 4-1 に示すとおりである。

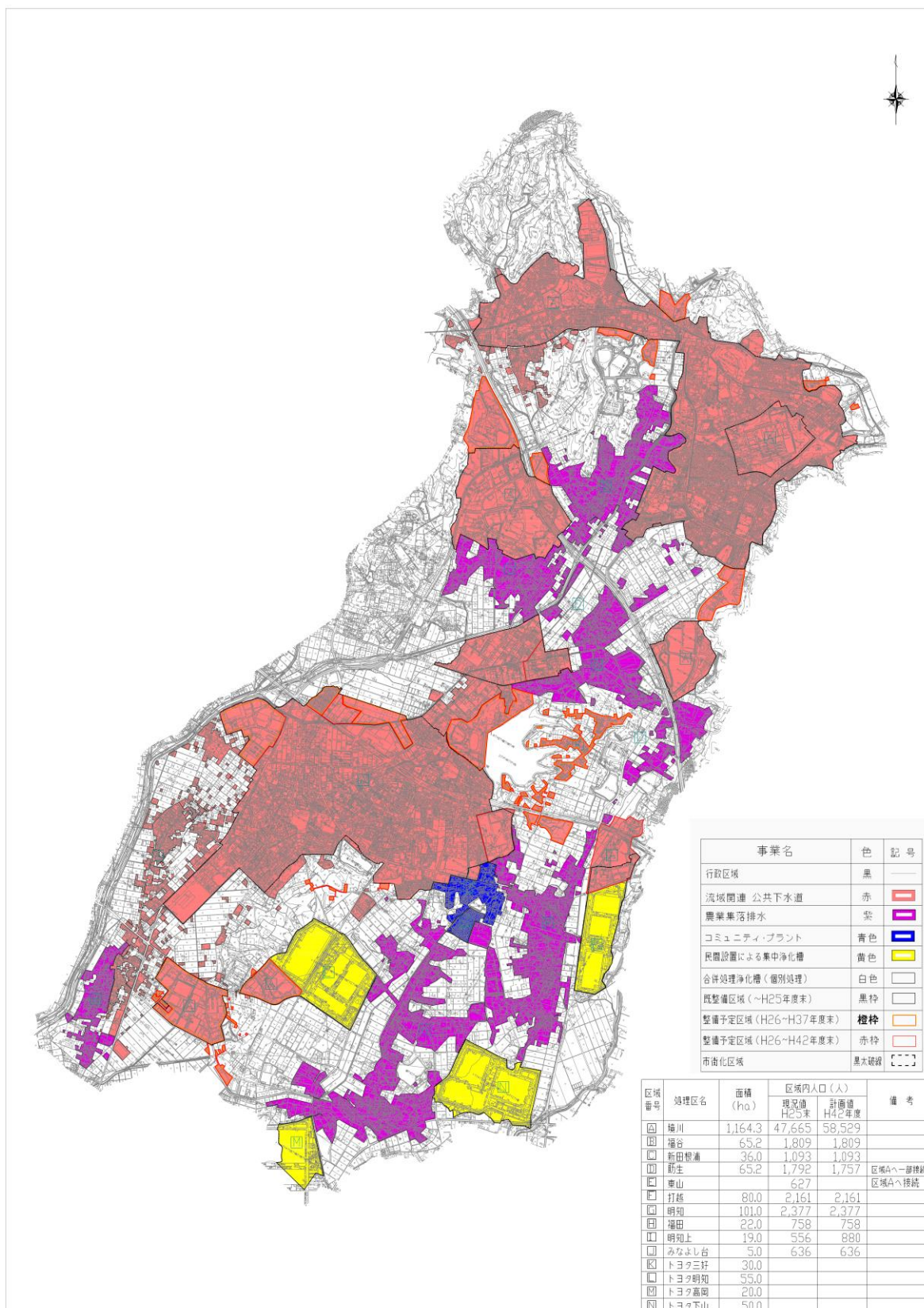


図 4-1 生活排水処理施設区域計画図（平成 42 年度）

第2節 施設整備等による汚濁負荷量削減効果

2-1 生活排水処理形態別人口のまとめ

生活排水形態別人口及び生活排水処理率の将来値をまとめると表 4-5～4-6 に示すとおりとなる。

表 4-5 生活排水処理形態別人口と生活排水処理率（市全域）

年 度	現況 (H. 25)	中間目標年度 (H. 37)	目標年度 (H. 42)
①計画処理区域内人口	59,474	67,000	70,000
②水洗化人口	59,335	66,992	70,000
③生活排水処理人口	59,335	66,992	70,000
公共下水道人口	45,469	55,616	58,529
農業集落排水施設	10,617	9,955	9,955
コミュニティ・プラント	1,696	1,421	1,516
暫定整備浄化槽（市町村設置）人口	0	0	0
暫定整備浄化槽（個人設置）人口	1,553	0	0
浄化槽（市町村設置）	0	0	0
浄化槽（個人設置）	0	0	0
単独処理浄化槽人口	0	0	0
非水洗化人口	139	8	0
し尿収集人口	139	8	0
自家処理人口	0	0	0
水洗化率（②/①）	99.8%	100.0%	100.0%
生活排水処理率（③/①）	99.8%	100.0%	100.0%

（環境課資料より作成）

表 4-6 生活排水処理形態別人口と生活排水処理率（境川流域）

年 度	現況 (H. 25)	中間目標年度 (H. 37)	目標年度 (H. 42)
①計画処理区域内人口	56,837	64,831	67,839
②水洗化人口	56,721	64,831	67,839
③生活排水処理人口	56,721	64,831	67,839
公共下水道人口	45,469	55,616	58,529
農業集落排水施設	8,456	7,794	7,794
コミュニティ・プラント	1,696	1,421	1,516
暫定整備浄化槽（市町村設置）人口	0	0	0
暫定整備浄化槽（個人設置）人口	1,100	0	0
浄化槽（市町村設置）	0	0	0
浄化槽（個人設置）	0	0	0
単独処理浄化槽人口	0	0	0
非水洗化人口	116	0	0
し尿収集人口	116	0	0
自家処理人口	0	0	0
水洗化率（②/①）	99.8%	100.0%	100.0%
生活排水処理率（③/①）	99.8%	100.0%	100.0%

（環境課資料より作成）

2-2 施設整備等による汚濁負荷量削減効果

生活排水処理施設整備による目標年度（平成 42 年度）における BOD、全窒素、全燐の汚濁負荷の削減量は、表 4-7～4-8 に示すとおりである。処理施設整備により、目標年度（平成 42 年度）において、集合処理施設に未接続の地区で接続が行われることから、各浄化槽、生活雑排水の汚濁負荷量が削減できる見込みである。

特に各浄化槽は、平成 25 年度時点でまだ多く残っている単独処理浄化槽だけでなく、整備が不十分等で浄化機能が不十分な状態にある合併処理浄化槽も集合処理施設へ接続されることで、高い汚濁負荷量の削減効果が期待できる。

表 4-7 生活排水処理施設による汚濁負荷の削減効果（市全域）

単位：kg/日

	BOD			全窒素			全燐		
	現況 (H. 25)	目標年度 (H. 42)	汚濁負荷 削減量	現況 (H. 25)	目標年度 (H. 42)	汚濁負荷 削減量	現況 (H. 25)	目標年度 (H. 42)	汚濁負荷 削減量
公共下水道	40.7	52.1	11.4	102.4	131.7	29.3	14.0	18.1	4.1
し尿処理施設	0.4	0.3	△ 0.1	0.9	0.7	△ 0.2	0.0	0.0	△ 0.0
農業集落排水施設	9.1	8.6	△ 0.5	28.2	26.5	△ 1.7	5.3	5.0	△ 0.3
コミュニティ・プラント	1.7	1.6	△ 0.1	4.6	4.2	△ 0.4	0.7	0.6	△ 0.1
合併処理浄化槽	33.0	0.0	△ 33.0	29.8	0.0	△ 29.8	3.7	0.0	△ 3.7
単独処理浄化槽	0.3	0.0	△ 0.3	0.5	0.0	△ 0.5	1.0	0.0	△ 1.0
自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
生活雑排水	3.0	0.0	△ 3.0	0.2	0.0	△ 0.2	0.1	0.0	△ 0.1
合計	88.2	62.6	△ 25.6	166.6	163.1	△ 3.5	24.8	23.7	△ 1.1
負荷削減率（％）		29.0%			2.1%			4.4%	

注1：生活排水処理施設の負荷量は、水質の年間平均値と排水量から算出した。

注2：合併浄化槽、単独浄化槽、生活雑排水については、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説（日本下水道協会）」より設定した。

表 4-8 生活排水処理施設による汚濁負荷の削減効果（境川流域）

単位：kg/日

	BOD			全窒素			全燐		
	現況 (H. 25)	目標年度 (H. 42)	汚濁負荷 削減量	現況 (H. 25)	目標年度 (H. 42)	汚濁負荷 削減量	現況 (H. 25)	目標年度 (H. 42)	汚濁負荷 削減量
公共下水道	40.7	52.1	11.4	102.4	131.7	29.3	14.0	18.1	4.1
し尿処理施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農業集落排水施設	5.4	5.0	△ 0.4	15.2	14.0	△ 1.2	3.9	3.7	△ 0.2
コミュニティ・プラント	1.7	1.6	△ 0.1	4.6	4.2	△ 0.4	0.7	0.6	△ 0.1
合併処理浄化槽	30.0	0.0	△ 30.0	28.5	0.0	△ 28.5	3.3	0.0	△ 3.3
単独処理浄化槽	0.2	0.0	△ 0.2	0.4	0.0	△ 0.4	0.9	0.0	△ 0.9
自家処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
生活雑排水	2.5	0.0	△ 2.5	0.2	0.0	△ 0.2	0.1	0.0	△ 0.1
合計	80.5	58.7	△ 21.8	151.3	149.9	△ 1.4	22.9	22.4	△ 0.5
負荷削減率（％）		27.1%			0.9%			2.2%	

注1：生活排水処理施設の負荷量は、水質の年間平均値と排水量から算出した。

注2：合併浄化槽、単独浄化槽、生活雑排水については、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説（日本下水道協会）」より設定した。

第3節 その他の施設の整備等

3-1 河川直接浄化施設の整備

中間目標年次（H.37）において、各施策の達成度を検証したうえで、効果が不十分であれば、本市で管理する準用河川について、直接浄化施設設置の検討を行う。

- ・ ひも状接触材の建設
- ・ 浄化施設の建設
- ・ 浄化作用のある植物の栽培

3-2 発生源対策

汚濁負荷削減のためには、発生源に近ければ近いほど効果が大きく、家庭からの排水（特に台所排水）による汚濁負荷を削減することは重要なことである。台所排水のうち食用廃油については、燃料及び石鹸等へのリサイクルが可能であり、汚濁負荷の削減のみでなく、ごみの減量化及びリサイクルによる住民意識の高揚にもつながるものである。

現在市内に設置されているリサイクルステーション2か所において、廃油の回収を行っているが、今後さらなる利用を促進するために、各施設の周知を強化していく。

また、リサイクルステーションの回収状況を精査し、必要であれば、新たな回収場所の設置を検討する。

3-3 窒素・磷対策

本市を流れる境川は、最終的に三河湾へと注いでいる。三河湾は、伊勢湾と同様に閉鎖性の海域であるため、外洋との水交換が悪く、汚濁物質が蓄積しやすいという特徴がある。また、第5次総量規制により窒素、磷の規制が強化され、窒素及び磷の除去は重要事項となっている。

本市においては、窒素・磷を除去する機能を備えた浄化槽の設置が不十分であると想定されることから、集合処理施設への接続が可能となった地域には積極的に施設への接続を促進していく。

第5章 生活排水対策に係る啓発等に関する事項

第1節 家庭での生活排水に対する啓発活動

1-1 生活排水の適正処理の促進及び啓発

1) 家庭内対策の促進

生活排水対策を考える上で家庭内での対策が非常に重要である。下記の内容を各家庭で実施できるように促進する。

- ①流しストレーナー又は三角コーナーの使用
- ②食器や鍋などをそのまま洗わない（一度ふき取る。）
- ③食用油等の再利用及び回収の検討
- ④洗濯用洗剤の適量使用を呼びかけ
- ⑤米のとぎ汁、風呂排水の再利用
- ⑥食べ残しのない調理（エコクッキング）

2) 浄化槽の管理

定期的に保守点検、清掃を実施するほか、法定検査を受け、適正に維持管理するよう指導する。また、便器の清掃には薬品を使用しないなど、浄化槽に考慮した使用を心がけるようパンフレット等でPRに努める。

3) 市民活動の支援

市民の自主的な活動を促していくために、関連情報の提供、機材の貸与、学習の場の提供、成果の公開及び表彰等の実施を検討していく。

4) 市広報紙による啓発活動

生活排水対策の必要性、実践活動の内容等について広報を利用した啓発を行っているが、実践内容が分かりやすくなるよう内容を工夫し、市民への啓発活動を強化していく。

5) その他の啓発

合併処理浄化槽への理解や下水道等整備時の早期接続等についても啓発を行っていく。また、生活排水のみならず、広く環境についてパンフレットを作成し啓発に努める。

1-2 イベントの開催

市民意識の向上には、簡易水質調査資材を利用した市民による水質調査など、体験参加型の環境イベントの実施は効果的である。生活排水浄化教室や展示開催時に見るだけの学習ではなく、参加型のイベントの開催を図っていく。

また、市の主催のイベントばかりでなく、地域を中心とした市民主催のイベントの開催が図れるよう制度の構築等の検討を行う。

1-3 見学会の開催

現在、北部小学校の社会見学として水処理施設（福谷浄化センター）の見学会を行っている。今後は、小学生に限らず、このような市民が実際に生活排水の処理がどのように行われているのか、自らの目で確認することが出来る施設見学の開催を検討していく。

1-4 展示会の開催

今後も引き続き、産業フェスタみよしでの下水道展示会を開催する。展示会の内容もより多くの市民が、下水道の重要性を認識できる内容となるよう、展示パネルの内容、PR物品の充実を図る。

1-5 子どもたちに対する啓発活動

将来にわたって良好な河川環境の形成には子どもたちへの環境教育は重要である。

平成 27 年度は、市が実施する水生生物以外に、北部小学校による独自の水生生物調査が行われた。

環境教育の機会としては学校教育が最も期待されることから、教育委員会、学校現場との関係を進め、今後市内の学校教育現場において、北部小学校の事例のような、境川の水質に対する環境教育を充実させていく。

1-6 水生生物調査

本市では夏休みの子どもたちを対象に水生生物調査を行っているが、調査日程、調査箇所の増加などさらに充実させていく。

第2節 事業者（飲食店等）に対する啓発活動

近年の市民生活においては、外出先での飲食を行う機会も増えており、今まで家庭から排出された汚水の一部が飲食店で排出されるようになってきている。これらも生活系排水の一部であり、市内でも小規模飲食店が増えつつある。一方、一定規模以下（日平均排出量：50m³）の飲食店などの小規模飲食店は法律による排水基準が適用されていない。また、現状において小規模事業者からの排水に対し、地域住民から苦情が発生している。

したがって、今後、小規模飲食店等に排水処理対策の取り組みや排水処理施設の維持管理を指導管理していく。

また、本市は、製造業を中心とする工場が数多く立地しているという特徴がある。

市内各事業所と連携し、工場排水対策の公害防止協定の締結をはじめ、環境保全への啓発活動を強化することで、事業所による環境汚染の防止に努める。

第3節 生活排水対策に係る実施スケジュール

本計画においては、次に示すように施策の展開を図る。

前期：現施策の継続、整備済みの集合処理施設への接続を推進し、成果（達成具合）を図る。

中期：それらの成果に対して必要な対策（河川直接浄化設備の整備等）を検討し実行する。

後期：行政主体の取り組みから、NPO 及び市民代表を主体として施策の展開が行えるような体制を構築していく。

第6章 その他生活排水対策の推進に関する事項

第1節 計画の進捗管理

水環境の保全、更には環境保全全般を総合的に推進していくためには、市内関係部署との関係が欠かせない。合意形成を図ることを目的とした調整組織づくりを行い、各施設の整備状況が計画通りに進展しているか確認する。また、現在実施している水質調査を継続して実施し、各施設の整備状況にあわせて、水質が改善しているかどうか確認し、水質の改善が確認できなかった場合には、河川、生活排水路等の直接浄化施設の設置を検討する。

また、啓発活動や施策の達成度を測る評価項目を作成し、評価の結果を見直すことによって、より効果的な施策の展開が図れるような体制を整備する。

第2節 流域市町及び国・県の連携

生活排水推進計画を効果的に推進していくためには、境川流域全体での水質保全、治水、利水、親水に関する取り組みが必要である。本計画においては、「境川流域生活排水対策重点地域に係る連絡会」及び「境川流域4市1町公害担当者会議」を活用し、国・県の関連計画との整合を図ると共に、関係市町との連携を図っていく。

また、生活排水関係団体、地域住民の代表者及びNPOとのパートナーシップのもと、情報の交換、施策の展開等について話し合いの場を設けるなど協働体制を築いていく。

※用語の説明

生活排水

し尿、炊事、洗濯及び風呂など、人の生活に伴って公共水域に排出される全ての排水を指す（なお「生活雑排水」とは、生活排水のうち、し尿を除いた排水をいう。）。

類型指定

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定のことをいう。類型は AA から E までの 6 段階

水質汚濁防止法

工場、事業場及び家庭から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等によって公共用水域の水質の汚濁防止を図ることなどを目的とした法律。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

pH [水素イオン濃度、水素イオン指数]

水の酸性、アルカリ性の程度を示すもので、pH7 なら中性、これより高ければアルカリ性、低ければ酸性。河川水の pH は普通 7 前後（6.8～8.5）。

BOD [生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)]

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の汚濁を測る代表的な指標。

BOD75%値

年間の日間平均値の全データをその小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる）。

COD [化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)]

水中の有機物等の汚濁物質が化学的に酸化するとき消費される酸素量で、海域や湖沼の汚染度合いを示す指標。

SS [浮遊物質、懸濁物質 (Suspended Solid)]

水中に浮遊している微細な固形物（砂粒、プランクトンなど）の量。

DO [容存酸素 (Dissolved Oxygen)]

水中に溶解している酸素量のこと、汚濁が著しい河川では通常低い値を示し、魚類が生存できなくなる。

大腸菌群数

大腸菌群は普通人畜の腸管内に棲息している物で、これが水中に存在することは、多くの場合その水が人畜のし尿などで汚染されていることを意味する。

全窒素 (T-N)

水中の全窒素量を示し、湖沼などの富栄養化の度合いを表す。

全磷 (T-P)

水中の磷量を示し、湖沼などの富栄養化の度合いを示す。

公共下水道

主として市街地における雨水を速やかに排除して浸水の防除を図り、また、し尿、生活雑排水などの汚水を排除、処理して、周辺環境の改善、公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与することを目的とした施設。

農業集落排水施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水または雨水を処理する施設で、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的としている。

コミュニティ・プラント

団地や集落などの単位で、各家庭からし尿と生活雑排水を併せて管路により収集し集合処理する施設（し尿と生活雑排水を公衆衛生の向上および生活環境の保全上支障がないように処理するための施設として位置づけしているため、工場排水は処理していない）。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽（なお単独処理浄化槽とは、し尿〔水洗便所

汚水]だけを単独で処理する浄化槽)。

水洗化人口

公共下水道人口、農業集落排水人口、コミュニティプラント人口及び浄化槽人口(合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口)を合算した人口。

生活排水処理人口

単独処理浄化槽は、生活雑排水を処理する能力を有していないため、水洗化人口から単独処理浄化槽人口を差し引いた人口。

流し台ストレーナー

流し場等の汚水流出口に取り付け、固形物の流下を阻止または減らすための器具。

水質階級

生物を指標として水のきれいさの程度を示したもの。

生活排水対策推進計画（改訂版）

平成２８年３月発行

発 行：みよし市 環境経済部 環境課

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地

電話 0561-32-2111

（この冊子は再生紙を使用しています。）